令和７年 第21回　委員会議題

令和７年10月20日

１　議　案

議案第82号　選挙人名簿から抹消する者について

議案第83号　在外選挙人名簿に登録及び在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

議案第84号　在外選挙人名簿から抹消する者について

２　報告事項

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の２及び第180条の７の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市西区選挙管理委員会

議案第８２号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和７年 10 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長　　川　口　　晴　義

１　抹消する者の数		６６１人
内訳	死亡者	２６７人
	市外転出者	３８８人
	登録移転者	６人
２　抹消する者の氏名等		別紙のとおり
３　抹消年月日		令和７年 10 月 20 日

（根拠）

・議決及び告示　　公職選挙法第 28 条の規定による。（赤②）

（参考）

1　死亡者

令和７年９月１日から令和７年９月 30 日までに市長から通知を受けた死亡者

2　市外へ転出後４箇月を経過した者

令和７年５月１日から令和７年５月 31 日までに市外へ転出した者

3　抹消の内訳

区　分	男	女	計
死　亡　者	１４０	１２７	２６７
転　出　者	２０１	１８７	３８８
登録移転者	２	４	６
誤　載　者	０	０	０
計	３４３	３１８	６６１

議案第８３号

在外選挙人名簿に登録及び在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者及び在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録及び登録移転をする。

令和７年 10 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長　川　口　晴　義

１　登録等する者の数　７人
内訳　登録する者　１人
登録の移転をする者　６人

２　登録等する者の氏名等　別紙のとおり

３　登録等年月日　令和７年10月20日

（根拠）
・議決　公職選挙法第30条の６第１項及び第２項の規定による。（赤③）

議案第８４号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和７年 10 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長　川　口　晴　義

１　抹消する者の数　１人
　内訳　国籍喪失　１人

２　抹消する者の氏名等　別紙のとおり

３　抹消年月日　令和７年 10 月 20 日

（理　由）
公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。（赤④）

【参考】在外選挙人名簿登録者数（令和７年 10 月 20 日現在）

男	女	計
29	65	94

報告事項

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の２及び第 180 条の７の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市区選挙管理委員会規程（昭和 47 年福岡市選挙管理委員会規程第２号）第 14 条第１項第４号の規定により、地方自治法第 180 条の２及び第 180 条の７の規定に基づく協議を市長と行ったことについて、福岡市区選挙管理委員会規程第 14 条第２項の規定に基づき、別紙のとおり報告するもの。

報告事項　別紙

令和７年 10 月 20 日

西区選挙管理委員会委員各位

西区選挙管理委員会
委員長　川口　晴義

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の２及び第 180 条の７の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市区選挙管理委員会規程（昭和 47 年福岡市選挙管理委員会規程第２号）第 14 条第１項第４号の規定により、地方自治法第 180 条の２及び第 180 条の７の規定に基づく協議を市長と行ったことについて、福岡市区選挙管理委員会規程第 14 条第２項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

（参考条文）

福岡市区選挙管理委員会規程

（委員長の担任事務）
第14条　委員長の担任する事務は、法令で定めるもの及び委員会又は福岡市選挙管理委員会において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　委員会に議案を提出すること。
(2)　委員会の議決を執行すること。
(3)　書記及びその他の職員の任免、給与、服務、賞罰等に関すること。
(4)　地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第180条の２の規定による協議
(5)　自治法第180条の３の規定による協議
(6)　自治法第180条の４第２項の規定による協議
(7)　自治法第180条の７の規定による協議
(8)　前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。
２　委員長は、前項第４号から第７号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

総組第 42 号
令和７年９月 19 日

西区選挙管理委員会
委員長　川口　晴義　様

福岡市長　髙島　宗一郎
（総務企画局人事部組織定数課）

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の２及び第 180 条の７の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則（平成 13 年福岡市規則第 88 号）の改正に伴い、標記協議の一部を下記のとおり改正することについて協議します。

記

（区選挙管理委員会事務局長の補助執行事項）
第１条第１項第２号中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則
この協議は、令和７年 10 月１日から効力を生ずるものとする。

市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について(昭和53年福岡市総人第2021号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
○市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の２及び第180条の７の規定に基づく協議について (令和７総組101・題名改称) 昭和53年４月１日 総人第2021号 地方自治法第180条の２及び第180条の７の規定に基づき、市長と区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。 記 (区選挙管理委員会事務局長の補助執行事項) 第１条　市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(区委員会の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち市選挙管理委員会で総合的な調整を要するものを除いたもの。)を区選挙管理委員会事務局長(以下「区事務局長」という。)に補助執行させる。	○市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の２及び第180条の７の規定に基づく協議について (令和７総組101・題名改称) 昭和53年４月１日 総人第2021号 地方自治法第180条の２及び第180条の７の規定に基づき、市長と区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。 記 (区選挙管理委員会事務局長の補助執行事項) 第１条　市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(区委員会の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち市選挙管理委員会で総合的な調整を要するものを除いたもの。)を区選挙管理委員会事務局長(以下「区事務局長」という。)に補助執行させる。	

(1)　福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第15条第４項契約課の分掌事務第１号から第４号までに掲げるもの以外の契約に関すること。 (2)　福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則(平成13年福岡市規則第88号)において区役所(西区役所を除く。)が所掌する契約と同種の契約に関すること。ただし、物品の購入の契約については、予定価格が10万円以下のものに限る。 ２　～　３　(略) 第２条　(略)	(1)　福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第15条第４項契約課の分掌事務第１号から第４号までに掲げるもの以外の契約に関すること。 (2)　福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則(平成13年福岡市規則第88号)において区役所(西区役所を除く。)が所掌する契約と同種の契約に関すること。ただし、物品の購入の契約については、予定価格が20万円以下のものに限る。 ２　～　３　(略) 第２条　(略) 附　則(令和７年９月19日総組第42号) この協議は、令和７年10月１日から効力を生ずるものとする。	

○市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の２及び第180条の７の規定に基づく協議について

(令和７総組101・題名改称)

昭和53年４月１日

総人第2021号

地方自治法第180条の２及び第180条の７の規定に基づき、市長と区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。

記

(区選挙管理委員会事務局長の補助執行事項)

第１条　市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(区委員会の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち市選挙管理委員会で総合的な調整を要するものを除いたもの。)を区選挙管理委員会事務局長(以下「区事務局長」という。)に補助執行させる。

(1)　福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第15条第４項契約課の分掌事務第１号から第４号までに掲げるもの以外の契約に関すること。

(2)　福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則(平成13年福岡市規則第88号)において区役所(西区役所を除く。)が所掌する契約と同種の契約に関すること。ただし、物品の購入の契約については、予定価格が20万円以下のものに限る。

２　前項の事務を処理するにあたっては、区事務局長は市長室長の例により行うものとする。

３　区事務局長は、第１項の事務を福岡市事務決裁規程(昭和51年福岡市達甲第７号)の例により、区委員会の事務を補助する職員に補助執行させることができるものとする。

(令和７総組101・追加)

(総務企画局長の補助執行事項)

第２条　区委員会は、次に掲げる区委員会の権限に属する事務を総務企画局長に補助執行させる。

(1)　職員の研修の実施に関すること(福岡市職員研修規程(昭和51年福岡市達甲第４号)に定める研修。ただし、職場研修及び自主研修は除く。)。

(2)　職員の健康診断の実施に関すること(福岡市職員安全衛生規則(昭和48年福岡市規則第54号)第38条第１項及び第２項に定める項目に限る。)。

(3)　福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第３号)に基づく公開請求書の受付に関すること。

(4)　個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付に関すること。

(5)　職員の昇給に関すること

(6)　職員の各種手当の受給資格の認定に関すること

(7)　退職者の給与金の支給認定に関すること

(8)　所得税法等の規定に基づき徴収した所得税等の支払いに関すること

(令和７総組101・旧第１条繰下)

附　則

この協議は、昭和53年４月１日から効力を生ずるものとする。

附　則

この協議は、昭和63年10月１日から効力を生ずるものとする。

附　則

この協議は、平成３年10月１日から効力を生ずるものとする。

附　則

この協議は、平成９年４月１日から効力を生ずるものとする。

附　則

この協議は、平成13年４月１日から効力を生ずるものとする。

附　則

この協議は、平成14年７月１日から効力を生ずるものとする。

附　則

この協議は、平成16年４月１日から効力を生ずるものとする。

附　則

この協議は、平成17年10月１日から効力を生ずるものとする。

附　則

この協議は、平成20年10月１日から効力を生ずるものとする。

附　則

この協議は、令和５年４月１日から効力を生ずるものとする。

附　則(令和７年３月13日総組第101号)

この協議は、令和７年４月１日から効力を生ずるものとする。

附　則(令和７年９月19日総組第42号)

この協議は、令和７年10月１日から効力を生ずるものとする。

西選第 96 号
令和７年９月 26 日

福岡市長　髙島　宗一郎　様
（総務企画局人事部組織定数課）

西区選挙管理委員会
委員長　川口　晴義

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の２及び第 180 条の７の規定に基づく協議の一部改正について（回答）

記

令和７年９月 19 日付総組第 42 号により協議のあった標記のことについては、協議内容のとおり同意します。